

子供政策連携室臨時的任用職員募集要項

項 目	内 容
職名	子供政策連携室臨時的任用職員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 3 及び地方公務員の育児休業等に関する法律 第 6 条第 1 項第 2 号に基づく臨時的任用職員
任用期間	令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで ※地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号に基づいて期間を決定する
任用予定人数	1 名
勤務職場	子供政策連携室企画調整部プロジェクト推進課 (東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 34 階南側)
職務内容	「こどもスマイルムーブメント」に係る以下の事務を担当する。 ○子供の目線に立ったリーディングモデルとなるプロジェクトの実施、各種イベント・アクションの実施・運営 ○SNS 等オウンドメディアの運用・コンテンツ制作を含む普及啓発・情報発信の推進 ○Web を活用した事業活動のためのプラットフォームの運用 等
応募資格・求められる能力	【求められる能力・経験等】 ・子供・子育て分野における官公庁での職務経験があることが望ましい。 ・SNS 等オウンドメディアの運用・情報発信など民間企業等における広報・PR に係る企画立案及び推進に関する職務経験があることが望ましい。 ・パソコン（エクセル、ワード、パワーポイント等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。 ・協調性があり、自身の考えや組織の方針を分かりやすく説明しながら、都庁内外の関係部署と円滑な連絡調整ができること。 ・意欲を持って常に前向きに職務を遂行できること。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。
勤務時間	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に基づく 1 日 7 時間 45 分 週 38 時間 45 分 (土日・祝日除く)
休憩時間	原則 12 時 00 分から 13 時 00 分まで（常勤職員の例による）
休暇等	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に基づき、常勤職員に準ずる
給与	月額 160,100 円～223,300 円 初任給は、職務経験等に応じて決定されます。 通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円/月） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付及び福祉事業を適用）、厚生年金保険、雇用保険の加入：有

	※一定の要件を満たす場合
応募方法等	1 応募方法 臨時的任用職員申込書を「応募・問合せ」先まで提出 (電子メール又は郵送(必着)、持参) ・必要事項を記入の上、顔写真を必ず貼付してください。 ・電話番号は、日中に連絡の取れる番号を記入してください。 ・郵送の場合は、簡易書留とし、封筒の表に「臨時的任用職員採用申込」と赤字でお書きください。 ・持参の場合は、申込期間の平日9時から17時まで 2 応募期間 令和6年10月25日(金)から令和6年11月11日(月)まで ※ 応募書類は選考及び合否の連絡等、採用に関する業務にのみ使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
選考方法	1 第一次選考 書類選考 2 第二次選考 面接選考 各選考の結果及び面接の日時については、申込者本人宛てに別途メールで通知いたします。 ※ 選考結果及び結果等についての問合せには、一切応じられませんのでご了承ください。
応募・問合せ	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 34階南側 東京都子供政策連携室企画調整部プロジェクト推進課 電話：(直通) 03-5388-3814 (都庁内線) 21-643 メールアドレス：S1110302@section.metro.tokyo.jp